

第7章 地方財政計画の歳出特別枠等の10年 — 特別枠の経常経費化と地方創生への質的变化 —

飛田博史

目 的

2008年度から実質的に創設された歳出特別枠とこれを事実上引き継ぐ地方創生枠（以上「歳出特別枠等」と呼ぶ）の財源保障の量的、質的变化を、地方財政計画および交付税算定の両面から検証する。

論証の要点としては、地財計画による財源保障の歴史のなかで初めて包括的かつ臨時的項目が創設され、この経費枠と財源の裏付けとなる別枠加算の変化が微妙に折り重なりながら、経費枠を次第に拡大させ、やがて縮小局面では、一般行政経費などの他の経費に振り替えられていく状況を明らかにしていく。また、歳出特別枠と入れ替わるかたちで、一般行政経費の内数として創設されたまち・ひと・しごと

と創生事業費（以下、適宜「地方創生枠」と略称する場合がある）については、その財源を歳出特別枠の一部を引き継ぎつつ、法人住民税の交付税原資化にともなう偏在是正分や公庫債権準備金など、従来の別枠加算とは異なる財源措置である点に言及する。

一方、歳出特別枠等にもとづく交付税算定では、算定の目的が、経済財政諮問会議の議論を背景に、次第に格差是正中心から成果主義（インセンティブ）算定へと変化していく状況を批判的にとらえ、一連の特別枠がもたらした算定の効果を小規模自治体の事例を交え検証する。

1. 歳出特別枠について

(1) 歳出特別枠とは

いわゆる「歳出特別枠」とは、財務省によれば「リーマン・ショック後の地方の経済・雇用情勢の悪化等を踏まえた緊急時の景気対策として、地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）の歳出に上乘せされた臨時異例の措置である」（財務省ホームページ）と規定している。

つまり、地方財政計画の通常の費目とは別に、臨時的な費目として計上された項目であり、期間としては2009年度から2017年度までとなる。なお、総務省関係者の文章（「地方財政」2008年1月号等）をみると、2008年度の「地方再生対策費」についても「特別な枠」と呼んでおり、2008年度を含めて広義の「歳出特別枠」と呼ぶこともできるが、本稿では2009年度から2017年度までの臨時項目を「歳出特別枠」とする。

一方、2015年度以降創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、総務・財務両省とも特別枠ととらえる記述がみられないことや地財計画の通常の項目である一般行政経費の内数であることから、「歳出特別枠」とは位置づけが異なるものと解釈できる。ただし、交付税算定においては、歳出特別枠と同様に地方交付税法の附則において、基準財政需要額の特別項目と位置づけられており、また、算定方法についても、「歳出特別枠」の内容を継承している点が多いことから、算定構造についてはほぼ同様のものとみることができる。

以上を踏まえて、本稿では2009年度から2017年度までのリーマン・ショック対策の項目を「歳出特別枠」。「地方再生対策費」から2018年度現在の「まち・ひと・しごと創生事業費」までを「歳

出特別枠等」と呼び検証を行う。

(2) 歳出特別枠とまち・ひと・しごと創生事業費の違い

歳出特別枠は地財計画の別立ての項目として創設されたという点では、1989年度補正予算で「財源対策債償還基金費」（～1992年度）が計上されて以来のことである。地財計画を規定する地方交

付税法第7条では、計画に計上すべき項目が列挙されているが、これには含まれておらず法定外の項目である。

これに対し「まち・ひと・しごと創生事業費」は一般行政経費の内数であり、法定内の経費とみることができる、ちなみにこのような計上方法は、90年代の投資的経費における「特別事業費」などで用いられている。

2. 地財計画における歳出特別枠等の検証

(1) 経過

図表1は地財計画に計上された歳出特別枠等の各項目別の金額と、交付税の「別枠加算」の推移をあらわしたものである。

歳出特別枠等の皮切りとなる「地方再生対策費」は、地方法人特別税・譲与税の導入にともなう偏在是正効果を財源に、条件不利地域の財源確保を目的に4,000億円が計上された。

2009年度にはリーマン・ショックにともなう麻生内閣の「生活防衛のための緊急対策」の一環として、地財計画に「地域雇用対策創出推進費」5,000億円が創設された。この歳出特別枠の特徴は交付税の「別枠加算」による財源の裏付けをともなう点である。地財対策を通じた交付税総額の確保は、国地方の折半ルールにもとづき、国の一

般会計加算（臨時財政対策加算）と地方の臨財債で折半しているが、「別枠加算」はこのルールとは別枠で追加的な加算を講じるものであった。

図表に見られるように、民主党政権以降、歳出特別枠等は統廃合を繰り返して増額され、2012年度には1兆4,950億円に達した。これらの項目は、地域活性化などの地方単独事業の充実を目的としており、交付税算定では、段階補正を通じた小規模自治体への傾斜配分をともないつつ、既存項目の単位費用のかさ上げなどを通じて、地方全体の基準財政需要額を引き上げる効果をもたらした。

その後、第二次安倍政権のもとで復活した「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、地方財政の危機モードから平常モードへの回帰方針が打ち出され、リーマン・ショック以来の歳出特

図表1 地財計画における歳出特別枠等の状況

(億円)

| | | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 |
|-------|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 歳出特別枠 | 地方再生対策費 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 3,000 | | | |
| | 地域雇用創出推進費 | | 5,000 | | | | | |
| | 地域活性化・雇用等臨時特例費 | | | 9,850 | | | | |
| | 地域活性化・雇用等対策費 | | | | 12,000 | | | |
| | 地域経済基盤強化・雇用等対策費 | | | | | 14,950 | 14,950 | 11,950 |
| | 地域の元気創造事業費 | | | | | | | 3,500 |
| | その他経費充実 | | 5,000 | 5,000 | | | | |
| (参考) | 給与臨時特例対応分 | | | | | | 8,523 | |
| | 交付税別枠加算 | | 10,000 | 11,000 | 12,650 | 10,500 | 9,900 | 6,100 |
| | | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | | | |
| 歳出特別枠 | 地域経済基盤強化・雇用等対策費 | 8,450 | 4,450 | 1,950 | | | | |
| 地方創生枠 | まち・ひと・しごと創生事業費 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | | | |
| | 交付税別枠加算 | 2,300 | | | | | | |

(資料) 各年度の地方財政計画資料より作成

別枠は段階的に縮小され、2017年度を最後に廃止された。この間の別枠加算の推移をみると、2011年度をピークに歳出特別枠に先んじて縮減、廃止されている。

2015年度以降は安倍政権の地方創生枠として、一般行政経費の内数で「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円が計上されている。交付税算定では「人口減少等特別対策事業費」「地域の元気創造事業費」の臨時的な項目で算定されており、実質的には歳出特別枠の算定を引き継ぐこととなった。

なお、その他、歳出特別枠以外では、2009～10年度の1兆円の別枠加算にともなう既存の経費の充実分。2013年度の地方公務員給与の臨時削減に対する代替経費として給与臨時特例対応分がある。以下では、歳出特別枠等の各年度の項目について詳しくみていこう。

(2) 地方再生対策費（2008年度）（図表2参照）

2007年11月8日の増田ペーパー（「地方と都市の共生」プログラム）の「地方再生・活性化対策

費」の提案をきっかけに、地方法人特別税・譲与税の導入による偏在是正分を財源として、地財計画に初めて4,000億円が単独の項目として計上された。

偏在是正の効果を生ずる方法は、不交付団体の水準超経費の削減分を交付団体の新たな経費創設に振り替える形になり、国の一般会計加算を必要としない点で新たな財源保障の手法であった。また、創設の目的はもっぱら財政の格差是正（真に困窮している自治体を対象）であった点は近年の特別枠等とは一線を画している。

同項目は2011年まで計上され、その後、地域活性化・雇用等対策費に統合された。

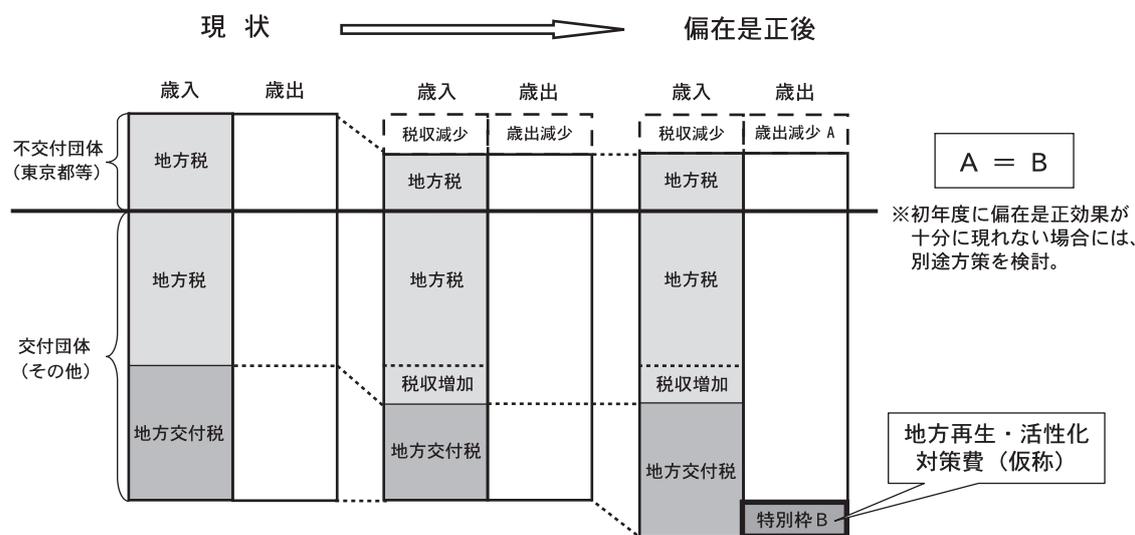
図表2は増田案の概要である。地方税の偏在是正による不交付団体の水準超経費の縮小分を、特別枠として交付団体の新たな需要額として加算し、一般財源総額を拡充する仕組みである。

当時の経費創設の目的は、政府が打ち出した「地方再生戦略」にもとづき、「地方と都市の共生」の考え方のもと、地域間の税源偏在是正を講じるとともに、これにより生じる財源を活用して、

図表2 経済財政諮問会議 増田ペーパー

「地方と都市の共生」プログラム（実施イメージ）

○地方と都市がともに支えあう「共生」の考え方の下、地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な地方交付税の特別枠を確保。その財源は、地方税の偏在是正により生ずる財源を活用。
 ○東京都等の歳出が減少し、交付団体の歳出に振り替わるものであって、地方全体の歳出は増加しない（A=B）



(資料) 経済財政諮問会議 (2007年11月8日増田大臣提出資料)

地方再生対策費を創設するとしている。地方再生戦略では「地方都市」「農山漁村」「基礎的条件の厳しい集落」の3つの地域類型ごとに、暮らしの確保、産業振興、観光や交通などの交流を通じた地域発展を図る施策を展開するとしていた。

交付税算定では段階補正を適用し、さらに態容補正として第一次産業や高齢者人口比率などを指標として採用し、条件不利地域に手厚い算定であった。

(3) リーマン・ショック対策関連

以下はリーマン・ショック対策の各項目の創設の背景である。

◆地域雇用創出推進費

2008年秋に生じたいわゆるリーマン・ショックによる世界的な金融危機は、実体経済にも波及し、税収の大幅減を通じて国・地方の財政危機をもたらした。こうしたなか、麻生政権は「生活防衛のための緊急対策」にもとづき、2009年度の地方財政対策として、通常とは別枠で1兆円の交付税の一般会計加算を講じ、歳出では新たな特別枠として「地域雇用創出推進費」5,000億円を創設し、残り5,000億円は地域活性化や少子化対策、公立病院支援などの一般行政経費や公営企業繰出金の充実などを図った。

交付税算定では、同名の費目を創設し、段階補正と雇用創出につながる指標を係数に用いている。その目的は百年に一度といわれる経済危機による雇用悪化に対し、国民生活の不安を解消するとともに、地域の雇用を維持するために、特に雇用情勢や経済財政状況の厳しい地域に重点配分すると説明されていた⁽¹⁾。

◆地域活性化・雇用等臨時特例費

2010年度は、政権交代により与党民主党が掲げる「地域主権改革」の一環で、地方の一般財源を充実させるため別枠加算が1.1兆円に拡大され、これにあわせて前年度の地域雇用創出推進費に代わり「地域活性化・雇用等臨時特例費」9,850億円が計上された。

前年度と同様に地財計画の特別枠ではあったが、「コンクリートから人へ」という政策スローガンにもとづき、地財計画の投資的経費の

単独事業を抑制した代替措置として、特別枠を位置づけており⁽²⁾、実質的には投資的経費の性格をもっていたことは注目される。

◆地域活性化・雇用等対策費

2011年度は、前年度の項目名の「臨時特例費」から「対策費」に置き換えられ、1兆2,000億円に増額された。これにはいくつかの新たな考え方が反映されている。

第一に増額については、前年度の額に①保育所運営費等の子どもに対する現物給付の単独事業の充実1,000億円②2010年度補正予算で計上された住民生活に光をそそぐ事業の継続化1,050億円③地球温暖化対策暫定事業100億円が新たに計上されたこと。第二に同特別枠を3年間継続することとなり、予見可能性を確保したこと。第三に財源の裏付けとなる別枠加算についても1兆2,650億円を確保し、今後の額については総務・財務両大臣の協議で決定すること。第四に地方六団体が求める三位一体改革で削減された交付税の「復元」の要求を踏まえ、税制抜本改革時の交付税率の引き上げを見据え、別枠加算の仕組みをそれまで継続としたことなどである。

2011年度の措置はそれまでの臨時的な対策から、歳出特別枠を梃子に地財規模を経常化させる路線変更を試みた年度であったと解釈できる。

◆地域経済基盤強化・雇用等対策費

2012年度から2017年度まで計上されていたのが地域経済基盤強化・雇用等対策費である。当時の「提言型政策仕分け」における歳出特別枠の効率化⁽³⁾などを受けて、前年度の地方再生対策費と地域活性化・雇用等対策費を整理・統合しつつ、「歴史的円高等の地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化のため、地域が実施する緊急事業に対応するための緊急枠」⁽⁴⁾1,750億円を加算し、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」と改称し、1兆4,950億円に増額された。同経費については財政運営戦略に定める中期財政フレームを踏まえて2012年度から2014年度まで計上することが明記され、各年度の額は総務・財務両大臣の協議で決定することとなった。

同対策費は2013年度も同額が計上されたが、先述のように安倍内閣の「基本方針2014」でリーマン・ショック対策から平時モードへの回帰が打ち出され、図表の通り、2014年度から段階的に削減されていった。

以上のようにリーマン・ショック対策として創設された歳出特別枠であったが、年度ごとに創設の目的、経費の性格や構成などが見直され、地方財政の標準的姿を示す地財計画の役割や財源保障の予見可能性という点では問題があった。ただし、2012年度以降は、経費計上の複数年度化や子育て支援等の単独事業を算入するなど、後述する財源保障枠の安定化や経費の経常化を図るなど、歳出特別枠の質的变化を講じる取組がみられる。

(4) 地方創生枠 ― まち・ひと・しごと創生事業費

第二次安倍政権が打ち出した地方創生の一環として、2015年度以降、「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円が計上され、現在にいたっている。この経費は一般行政経費の一部として計上されており、歳出特別枠とは位置づけが異なっているが、あくまで政府のまち・ひと・しごと総合戦略（2014～19年度）の受け皿であり、期限付きの経費枠とみなすことができる。財源については以下の通りで、税源偏在是正や歳出特別枠の振り替えなど追加的な一般会計加算に依存しない内容となっている。

【まち・ひと・しごと創生事業費の財源構成】

- ① 前年度の地域の元気創造事業費3,500億円
- ② 地域経済基盤強化・雇用等対策費1,500億円の振り替え
- ③ 地方法人住民税交付税減資化にともなう偏在是正効果分1,000億円
- ④ 地方公共団体金融機構公庫変動準備金3,000億円
- ⑤ 過去の投資的経費の抑制の公債費減にともなう一般財源活用分1,000億円。

なお、地財計画の資料では、偏在是正を進めることで恒久的財源を確保するとしており、総務省として地方創生枠に関する国の一般会計負担を避けつつ、中期的な経費枠の定着を目指す意図がうかがわれる。このことは、地方交付税法において

同経費枠にもとづく交付税項目の単位費用が「当分の間」とされていることから推察できるが、あくまで地方創生の政策経費であることから、政局頼みの不安定性は否めない。

(5) 歳出特別枠の経常化の課題

既述のように、最大約1.5兆円に達したリーマン・ショック対策の臨時的経費は、2018年度をもって廃止されたが、結果的には各年度の削減額に応じて他の経費に振り替えられた。

図表3は2013年度をピークとする歳出特別枠（地域経済基盤強化・雇用等対策費）の縮減の経過と、これに対応して新たに計上された経費を積算したものである。おおむね、歳出特別枠の廃止額の見合いで、さまざまな経費が新設または増額されているが、このうち「まち・ひと・しごと創生事業費」は、2015年度に「地域の元気創造事業費」からまち・ひと・しごと創生事業費へと移行した分も含めて4,500億円と約3分の1が地方創生枠に取って代わられた。地方創生枠の今後の扱いにもよるが、少なくとも現時点では歳出特別枠と同様、期限付きの経費に置き換わったに過ぎない。

また、公共施設等適正化推進事業費（公共施設等最適化事業費）も4,800億円と歳出特別枠の3分の1を占めている。ただし、その財源は充当率90%の地方債（公共施設等適正化推進事業債）であり、後年度の交付税措置（30～50%）はあるものの、一般財源を前提とする歳出特別枠の振り替え措置という面では後退している。

残りの経費は一億総活躍プランを除けば一般財源ベースの単独事業であり⁽⁵⁾、経常的な経費の一般財源保障として歳出特別枠から移行したのは、実質的に3分の1にとどまったとみることができる。

以上のように、歳出特別枠の段階的廃止は、既存の経費の増額や新たな経費の計上により、基本的に同経費の水準を維持するかたちで進められてきた。しかも、その一部は経常的な経費へと移行することにより、従来の臨時的な措置に比べて財源保障の安定化が図られた面はある。しかし、まち・ひと・しごと創生事業費や公共施設等適正化

図表3 歳出特別枠の段階的な経費の振替

(億円)

| | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 合計 | |
|-----------------|--------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|-------|
| 地域経済基盤強化・雇用等対策費 | 14,950 | 11,950 | 8,450 | 4,450 | 1,950 | | 41,750 | |
| 各年度の削減額 | | -3,000 | -3,500 | -4,000 | -2,500 | -1,950 | -14,950 | |
| 各種経費の充実 | 地域の元気創造事業費(2015年度 まち・ひと・しごと創生事業費へ振替) | | 3,000 | | | | 3,000 | |
| | まち・ひと・しごと創生事業費 | | | 1,500 | | | 1,500 | |
| | 公共施設等最適化事業費 | | | 1,000 | 1,000 | 1,500 | 1,300 | 4,800 |
| | 維持補修費の充実 | | | 1,244 | 597 | | 250 | 2,091 |
| | 重点課題対応分 | | | | 2,500 | | | 2,500 |
| | 一億総活躍プラン(保育士・介護士処遇改善) | | | | | 1,000 | | 1,000 |
| | 社会保障関係の地方単独事業の充実 | | | | | | 400 | 400 |
| | | | | | | 総額 | 1,5291 | |

(資料) 前掲「地方財政計画」より作成

推進事業費は、地財計画上の事業規模としては歳出特別枠を代替したものの、一般財源の保障とい

う面では上記のような課題が残されている。

3. 歳出特別枠等の算定構造の検証

(1) 普通交付税算定における歳出特別枠等の算定

地財計画における歳出特別枠等の経費は、普通交付税算定は基準財政需要額の臨時項目の創設や既存の単位費用の包括加算を通じて反映された。しかも、臨時項目の算定においては、後述するように地域活性化や行革努力などの指標を多用した補正が特徴である。

図表4は歳出特別枠等の交付税算定における項目名と算定額の状況を整理したものである。なお、備考には交付税算定項目に対応する地財計画における項目名を記述してある。

まず、歳出特別枠についてみると、2010年度以降は地財計画の計上額の約半分程度を需要額の臨時項目、残りを既存項目の単位費用の包括加算で算定しており、臨時項目以外に既存の需要額の底上げが図られた。一方、地財計画の「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円は、交付税算定では「地域の元気創造事業費」(3,900億円)、「人口減少等特別対策事業費」(6,000億円)の二つの新規項目の需要額で受けており、単位費用の包括算定を含む歳出特別枠に比べ、臨時項目の算定の影響が比較的強く表れる内容となっている。

上記2項目の算定理由については、おおむね以

下のように解説されている。

◆地域の元気創造事業費

「経済財政運営と改革の基本方針2013」における「頑張る地方の支援」として「地方分権を強力に推し進め地方の自由度を高めるとともに、地方交付税において、新たに、地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済活性化の成果の2つの観点から行うこととし、頑張る地方を息長く支援するため一定程度の期間継続する」という方針にもとづき、自治体による地域経済活性化に取り組む需要を算定するため、行革努力と地域経済活性化の成果を反映させる⁽⁶⁾。

◆人口減少等特別対策事業費

各自治体が地方創生に取り組むための財政需要を算定するものであることから、算定に当たって、取組の必要度と取組の成果を反映させる⁽⁷⁾。

図表4 歳出特別枠等の普通交付算定額

歳出特別枠等の普通交付税算定

(億円)

| 交付税算定の項目名 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | (参考) 地財計画上の項目名 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|
| 地方再生対策費 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 3,000 | | | | | | | | 地方再生対策費 |
| 地域雇用創出推進費 | | 5,000 | | | | | | | | | | 地域雇用創出推進費 |
| 雇用対策・地域資源活用臨時特例費 | | | 4,500 | | | | | | | | | 地域活性化・雇用等臨時特例費 |
| 雇用対策・地域資源活用推進費 | | | | 4,500 | | | | | | | | 地域活性化・雇用等対策費 |
| 地域経済・雇用対策費 | | | | | 7,400 | 7,400 | 5,900 | 4,400 | 2,300 | 1,300 | | 地域経済基盤強化・雇用等対策費 |
| 地域の元気創造事業費 | | | | | | | 3,500 | 3,900 | 3,900 | 3,900 | 3,900 | まち・ひと・しごと創生事業費(地域の元気創造事業費は2014年度以降、まち・ひと・しごと創生事業費に算入) |
| 人口減少等特別対策事業費 | | | | | | | | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | |
| 歳出特別枠の単位費用への加算 | | | 5,350 | 7,500 | 7,550 | 7,550 | 6,050 | 4,050 | 2,150 | 650 | | |
| 歳出特別枠に占める単位費用加算 | | | 54% | 63% | 51% | 51% | 51% | 48% | 48% | 33% | | |

* 網掛けは歳出特別枠の臨時的経費と単位費用による算定

* 単位費用算入率は単位費用算入額÷地財計画の歳出特別枠総額

* まち・ひと・しごと創生事業費は単位費用の加算はないので「総額」には含まない

(資料) 同上資料

地方創生枠の算定として、なぜ、前年度に創設された地域の元気創造事業費をそのままスライドさせたのかは不明であるが、同項目の規定が交付税法の附則において「当分の間」とされていることから、地域経済活性化を共通点として地方創生枠のなかで存置したとも考えられる。

そもそも行革努力を需要額算定に反映させることについて、総務省関係者は行革により捻出した財源を地域活性化などの経費を算定するため⁸⁾としているが、これはあくまで算定の技術的な説明であり、算定項目として行革努力と地方創生は間尺に合わず、もっぱら地方創生の流れに任せて需要項目を当てはめた印象を受ける。

(2) 適用指標の状況

一連の歳出特別枠等の需要額算定の構造は、人口を測定単位として段階補正と経常態容補正が適用され、このうち経常態容補正の算出において各種の社会経済指標等が用いられてきた。

図表5は歳出特別枠等で採用された各種指標を「歳入指標」「社会指標」「雇用指標」「産業指標」「行革指標」に区分し、道府県分と市町村分で表したものである。

図表下にある歳出特別枠等の項目ごとの指標数の合計数でみると、地方再生対策費では2～3であったものが、地域経済・雇用対策費などのリーマン・ショック対策関連で5～6に増加し、地方創生枠では地域の元気創造事業費で15、人口減少等特別対策事業費で延べ19(取組の必要度・取組の成果合計)と急増している。ただし、このなかには、地域振興費、農業行政費、商工行政費などの既存項目の経常態容補正から移行したものも含まれており、実質的な数にはこれを下回るが、それでもなお数が多い。

一連のリーマン・ショック対策関連の項目では、自主財源比率や第一次産業産出額など、町村などの条件不利地域に着目した算定に重点を置く傾向がみられるが、地方創生枠(行革指標除く)では、人口減少等特別対策事業費の「取組の必要度」において、いわゆるローカル・アベノミクスを象徴する経済活性化指標の算定を充実させていることがわかる。しかも、採用する指標については途中で一部が見直されている。具体的には2017年度に自然増減率の取組の成果分の出生率への変更、2017年度に延べ宿泊者数を日本人と外国人への区分、地域の元気創造事業費の転入者人口比率の

図表5 歳出特別枠等の適用指標の状況

| | 偏在是正財源活用 | | リーマン・ショック対策 | | | | | | | | 地方創生枠 | | | | (参考) 地方公務員臨時給与削減対策 | | | |
|---------------|------------------------------------|------|-------------|------|------------------|------|----------------|------|------------|------|------------|------|----------------------|------|---------------------|------|-------------|------|
| | 2008-2011 | | 2009 | | 2010 | | 2011 | | 2012-2017 | | 2014- | | 2014- | | 2013 | | | |
| | 地方再生対策費 | | 地域雇用創出推進費 | | 雇用対策・地域資源活用臨時特例費 | | 雇用対策・地域資源活用特例費 | | 地域経済・雇用対策費 | | 地域の元気創造事業費 | | 人口減少等特別対策事業費(取組の必要度) | | 人口減少等特別対策事業費(取組の成果) | | 地域の元気づくり推進費 | |
| | 道府県分 | 市町村分 | 道府県分 | 市町村分 | 道府県分 | 市町村分 | 道府県分 | 市町村分 | 道府県分 | 市町村分 | 道府県分 | 市町村分 | 道府県分 | 市町村分 | 道府県分 | 市町村分 | 道府県分 | 市町村分 |
| 歳入指標 | 自主財源比率 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| | 一人当たり県民所得 | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | | | |
| | 納税者一人当たり対課税対象所得 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | 一人当たり地方税収 | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | |
| 社会指標 | 人口増減率 | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 自然増減率(2017~取組の成果-出生率) | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 年少者人口比率 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 高齢者比率 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | |
| | 人口密度 | ○ | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | |
| | 延べ宿泊数伸び率(2017~日本人延べ宿泊者数・外国人延べ宿泊者数) | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | 転入者人口比率(~2016) | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 転出者人口比率 | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 雇用指標 | 有効求人倍率(逆数) | | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| | 有効求人倍率の変化率 | | | | | ○ | | ○ | | | | | | | | | | |
| | 若年者就業率 | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 女性就業率(2015~) | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 従業者数 | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | |
| | 事業所数 | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | |
| 産業指標 | 第一次産業就業者比率 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | | | | | | | | |
| | 第一次産業算出額伸び率 | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | | | | |
| | 住民一人当たり第一次産業産出額 | | | | | | | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| | 住民一人当たり農業産出額・漁業生産額及び林業産出額合計 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | 農業算出額伸び率 | | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | | | |
| | 住民一人当たり農業産出額 | | | | | | ○ | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| | 住民一人当たり製造品出荷額 | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | |
| | 製造品出荷額伸び率 | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 小売業年間商品販売額伸び率 | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 卸売業年間商品販売額伸び率 | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | |
| 行革指標 | ラスパイレス指数(前年度) | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | ○ | ○ |
| | ラスパイレス指数(直近5カ年平均) | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | |
| | 職員削減率 | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | ○ | ○ |
| | 人件費削減率 | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | |
| | 人件費を除く経常的経費削減率 | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | |
| 地方債残高削減率 | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | |
| 各指標の採用延べ数計 | 歳入指標 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 社会指標 | 2 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 雇用指標 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| | 産業指標 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| | 行革指標* | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 3 | 2 | 3 | 3 | 6 | 5 | 6 | 5 | 6 | 5 | 15 | 15 | 12 | 12 | 7 | 7 | 7 |

(注) 網掛けは以前から既存の項目で採用されていた指標

(資料) 同上資料および地方財務協会「地方財政」各年5月号より作成

2017年度の廃止、女性就業率の2015年度からの算入が行われており、交付税算定の安定性よりも政策主体で算定が見直されてきたといえる。

(3) 算定式の比較

直近の歳出特別枠である地域経済・雇用対策費と地方創生枠である地域の元気創造事業費および人口減少等特別対策事業費について、具体的な算定式をみてみよう。

◆地域経済・雇用対策費

カッコ内の係数は、合計で1となるようウエイト付けされており、各指標とも数値が相対的に劣位なほどプラスの補正となり、町村などに

おける条件不利地域において需要額の割り増し算定となるように設定されている。

特に高いウエイト（図表中では0.2）となっているのは道府県では一人当たり第一次産業算出額、自主財源比率、有効求人倍率。市町村では一人当たり農業産出額、自主財源比率、人口密度、高齢者人口比率である。

◆地域の元気創造事業費

経常態容補正Ⅰが行革努力分、Ⅱが地域経済活性化分となっている。

行革努力分ではいずれも過去の全国数値がピーク時であった5年間平均と直近の5年間平均の差をとり、マイナス（削減）となれば割り

図表6-1 地域経済・雇用対策費の算定式（2012年度）

算定方法

《道府県分》

$$\text{単位費用} \times \text{人口} \times \text{段階補正} \times (0.2A + 0.1B + 0.2C + 0.2D + 0.1E + 0.1F + 0.1) \times (\text{※})$$

(2,630円)

- A : 1人当たり第一次産業産出額 / 全国平均
- B : 1人当たり製造品出荷額 / 全国平均
- C : 全国平均 / 自主財源比率
- D : 1 / 有効求人倍率
- E : 全国平均 / 人口密度
- F : 高齢者人口比率 / 全国平均
- ※ : 算定額を3,300億円程度とするための率

《市町村分》

$$\text{単位費用} \times \text{人口} \times \text{段階補正} \times (0.2A + 0.1B + 0.2C + 0.2D + 0.2E + 0.1) \times (\text{※})$$

(2,340円)

- A : 1人当たり農業産出額 / 全国平均
- B : 1人当たり製造品出荷額 / 全国平均
- C : 全国平均 / 自主財源比率
- D : 全国平均 / 人口密度
- E : 高齢者人口比率 / 全国平均
- ※ : 算定額を4,100億円程度とするための率

(資料) 前掲「地方財政計画」より抜粋

増し、プラス（増加）となれば割落としの係数がかけられる。いずれもピーク時との比較なので多くの自治体では割り増しとなる場合が多い。ただし、人件費やその他経常経費の削減率については、今後の社会保障経費の増加や政策の充実などにともない、各種経費の増加圧力が強まることから、こうした行革努力の算定自体に限界がある。事実、2019年度の地財計画では児童福祉司等の充実が図られた結果、人件費が増加する見通しであり、交付税算定においてもこうした要因を折り込む予定となっており、「努力」

の評価基準が揺らいでいる。

一方、地域経済活性化分では数多くの指標が適用され、歳出特別枠の算定とは異なり、それぞれ伸び率などの改善度合いが高いほど係数が高くなる計算となる。また、従業者数、事業所数については指定都市・中核市、都市、町村ごとの改善度合いを別立てで計算する。

なお、2017年度以降3年間で、行革努力分から地域経済活性化分へと1,000億円分の算定をシフトさせる見直しが行われており、従来よりも地方創生の成果重視の算定となり、経済的に

図表6-2 地域の元気創造事業費の算定式（2018年度）

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正 I + 経常態容補正 II)

[道府県 : 950円 市町村 : 2,530円]

《行革努力分》経常態容補正 I = (0.3A + 0.2B + 0.1C + 0.1D + 0.1E + 0.1F + 0.1) × α

- A : 職員数削減率
- B : ラスパイレス指数（前年度）
- C : ラスパイレス指数（直近5か年平均）
- D : 人件費削減率
- E : 人件費を除く経常的経費削減率
- F : 地方債残高削減率
- α : 算定額を総額に合わせつけるための率

各団体の削減率と全国の削減率との差（ラスパイレス指数については、指数100との差）に応じて割増し又は割落し

(注) 削減率は、全国数値がピーク時であった5年間の平均と直近5年間の平均により算出

《地域経済活性化分》経常態容補正 II =

<道府県> (0.1125G + 0.1125H + 0.1125I + 0.1125J + 0.1125K + 0.1125L
+ 0.1125M + 0.1125N + 0.1O) × r × β

<市町村> (0.15G + 0.15H + 0.15I + 0.1125K + 0.1125L
+ 0.1125M + 0.1125N + 0.1O) × r × β

- G : 第一次産業産出額（道府県）・農業産出額（市町村）
- H : 製造品出荷額
- I : 小売業年間商品販売額
- J : 日本人延べ宿泊者数・外国人延べ宿泊者数（道府県）
- K : 若年者就業率
- L : 女性就業率
- M : 従業者数*
- N : 事業所数*
- O : 一人当たり県民所得（道府県）・一人当たり地方税収（市町村）
- r : 条件不利地域の割増率
- β : 算定額を総額に合わせつけるための率

全国と比較して改善度合いが大きい団体の需要額を割増し

（※は、指定都市・中核市、都市、町村ごとに改善度合いを比較（市町村））

(資料) 同上資料

有利な都市部の算定に手厚くなっている。ただし、この見直しにともない、新たに条件不利地域の割増率（図表中の「r」）が加えられたことで、算定見直しの影響を最小限にとどめるようになっている。

◆人口減少等特別対策事業費

経常態容補正Ⅰが取組の必要度、Ⅱが取組の成果となっており、前者では各指標の数値が劣位な場合に割り増し、後者は数値が優位な場合に割り増しの補正がかかる。いずれも道府県分と市町村分では共通の指標が採用されている。

取組の必要度では人口増減率のウエイト付けが高く、条件不利地域で高い係数が算定されるようになっている。

一方、取組の成果でも人口増減率のウエイトが高くなっており、人口増減率および年少者人口比率では指定都市・中核市、都市、町村で改善度の比較を別途行っている。

同項目についても2017年度から3年間で、取組の必要度から取組の成果へと1,000億円分の算定をシフトさせているが、これについても条件不利地域の割り増しが適用されるため、自治

図表 6-3 人口減少等特別対策事業費の算定式（2018年度）

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正Ⅰ + 経常態容補正Ⅱ)

[道府県 : 1,700円 市町村 : 3,400円]

《取組の必要度》

$$\text{経常態容補正Ⅰ} = (0.4A + 0.075B + 0.075C + 0.075D + 0.075E + 0.075F + 0.075G + 0.075H + 0.075I) \times \alpha$$

- A : 人口増減率 / 全国平均 (注)
- B : 全国平均 / 転入者人口比率
- C : 転出者人口比率 / 全国平均
- D : 全国平均 / 年少者人口比率
- E : 自然増減率 / 全国平均 (注)
- F : 全国平均 / 若年者就業率
- G : 全国平均 / 女性就業率
- H : 1 / 有効求人倍率
- I : 全国平均 / 一人当たり各産業の売上高
- α : 算定額を総額に合わせつけるための率

(注) 各団体の増減率と全国の増加又は減少団体の増減率を比較して算出

《取組の成果》

$$\text{経常態容補正Ⅱ} = (0.4J + 0.1K + 0.1L + 0.1M + 0.1N + 0.1O + 0.1P) \times r \times \beta$$

- J : 人口増減率※
- K : 転入者人口比率
- L : 転出者人口比率
- M : 年少者人口比率※
- N : 出生率
- O : 若年者就業率
- P : 女性就業率
- r : 条件不利地域の割増率
- β : 算定額を総額に合わせつけるための率

全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し (注)

〔 ※は、指定都市・中核市、都市、町村ごとに改善度合を比較 (市町村) 〕

(注) 例えば、人口増減率については、H14~16の人口増減率の平均値とH27~29の人口増減率の平均値の差を改善度合としている

(資料) 同上資料

体間の成果に関する相対的な格差は是正され、算定結果の影響は地域の元気創造事業費と同様に最小限にとどめるようになっていく。

以上のように歳出特別枠、地方創生枠ともに段階補正などを通じて町村などの条件不利地域への交付税配分に配慮しつつ、政府の政策を反映した指標に基づく補正を組み込んできた。しかし、補正係数の役割は単位費用と測定単位ではとらえられない経済的、社会的、地理的条件等の客観的自由にもとづく経費差を反映させるものであり⁽⁹⁾、その影響が顕著なもの、かつ、ある程度普遍的なもの⁽¹⁰⁾とされている。その点からすれば、第一次

産業産出額や製造品出荷額、女性就業率などの一連の補正係数の基礎数値は、具体的に自治体間の経費差とどのように関係しているか不明確であり、地域経済・雇用対策費の自主財源比率や地方創生枠の行革算定にいたっては、需要ではないものを需要とみなす矛盾を重ねている⁽¹¹⁾。一連の歳出特別枠等の算定は、「財政需要」の中身を問わず、もっぱら配分技術に特化したものであり、それが地方創生枠の算定において、国の政策に沿った「成果主義」へと進展し、交付税算定の本来のあり方から一層かい離れたとみることができる。

4. 市町村分の算定結果の検証

次に歳出特別枠等の算定が自治体の需要額に及ぼした影響について、市町村に注目して検証をしてみよう。

(1) 需要額に占める歳出特別枠等の影響

図表7は2008年度以降の歳出特別枠等の算定結果の個別算定経費に占める割合で表したものである。

2008年度の地方再生対策費を起点に、リーマン・ショック対策にともなう歳出特別枠の算定額が拡充するにしたがい、特に町村における割合が上昇していることがわかる。これは歳出特別枠等の全項目を通じて、段階補正による割り増しが効いているためである。

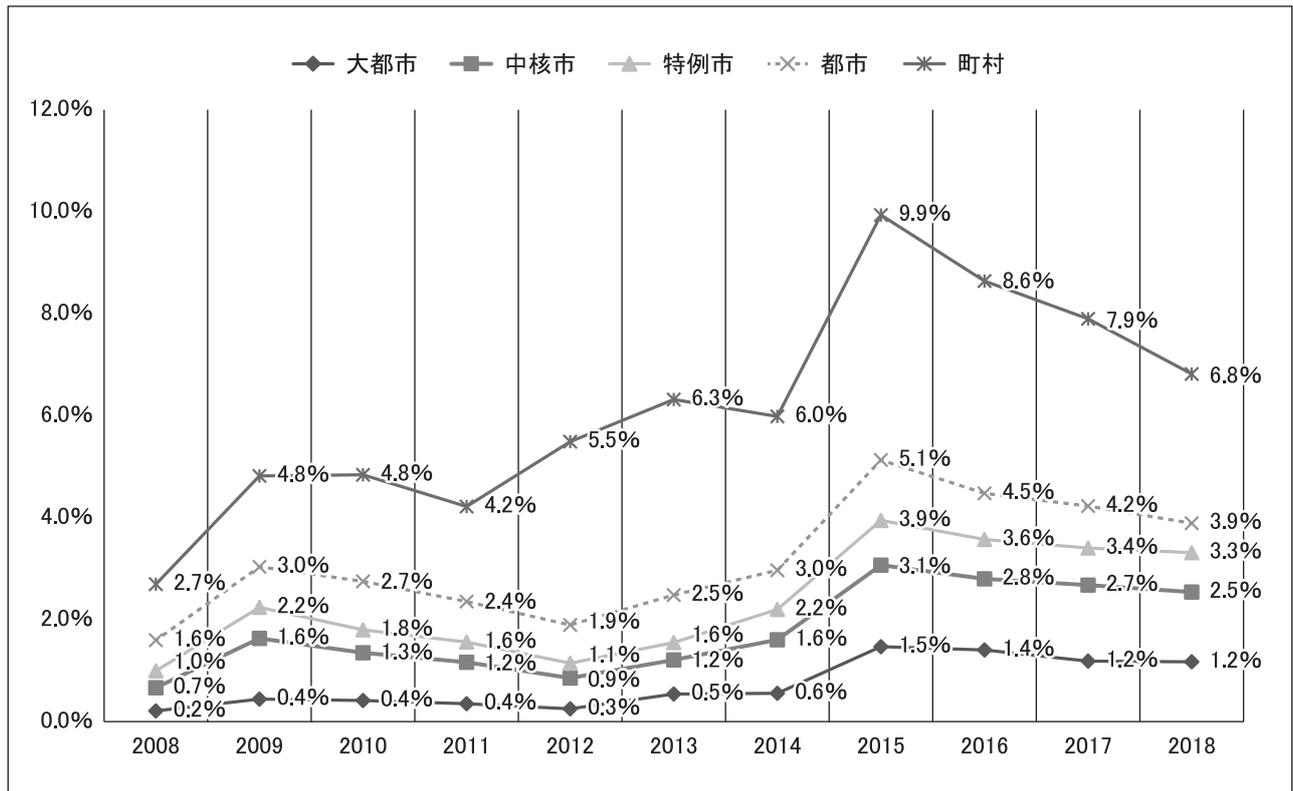
2015年度の急増は歳出特別枠の段階的縮小過程で地方創生枠が新設されたことによるもので、大都市から町村まで含め構成比がピークに達している。歳出特別枠が廃止された2018年度でみると、依然として町村の割合は6.8%と高いが、歳出特別枠が約1.5兆円算定されていた2012年度頃に比べて、町村以外の割合が高止まりしていることがわかる。これは地方創生枠における成果指標の算定が都市部でプラスに働いていると推察される。いずれにしても、町村の需要額に占める歳出特別枠等の重要度は依然として高く、今後の安倍政権が進める地方創生の動向が大きく影響する状況は変わらない。

図表8は個別算定経費に占める歳出特別枠等の割合を、人口10万人以下の自治体を対象に、地方創生枠が導入される前後の状況で比較したものである。

地域経済・雇用対策費のみであった2014年度と地方創生枠項目のみとなった2018年度で比較すると、いずれも人口5万人を下回るあたりから割合が上昇し、1万人未満で急上昇している。これは先ほどみたように段階補正が共通して適用されていることや、そもそも小規模自治体では分母となる個別算定経費の総額が小さいことなどが原因としてあげられる。ただし、詳細に見ると2014年度の算定では小規模自治体でも割合が低い自治体が散見され、ばらつきの程度が大きいのに対し、2018年度では2014年度に比べてばらつきが小さく、人口規模に応じた分布がまとまっている。また割合の水準でみると、2014年度に比べて2018年度の分布は人口規模が比較的大きい層で高くなる傾向がみられる。

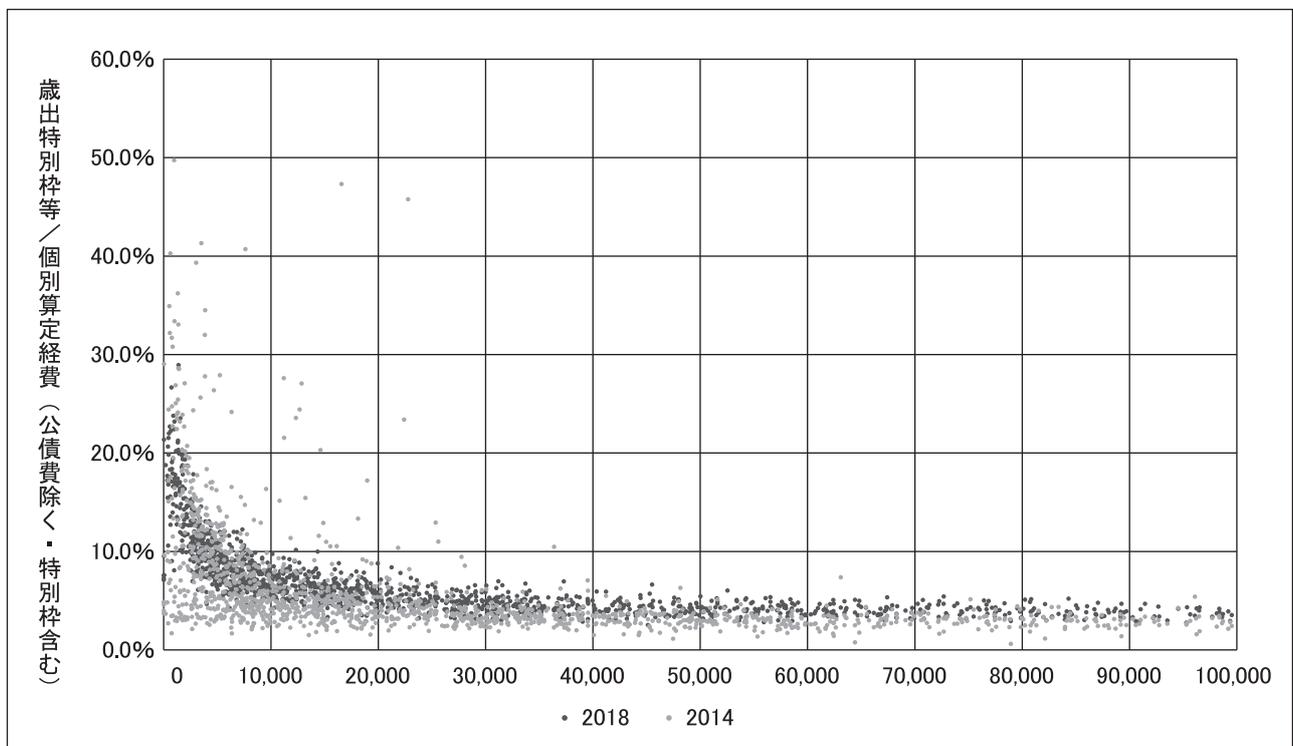
2018年度の傾向について本稿では分析にいたっておらずあくまで推測であるが、小規模自治体の分布がまとまった要因としては、条件不利地域の割増補正が一律に適用されていること(図表6-2、6-3参照)。人口規模が大きいところで割合が高い要因としては、成果指標にもとづく算定が、都市部に優位に算定されたことが考えられる。

図表7 歳出特別枠等の市町村算定の状況



(資料) 総務省「地方交付税算定計数資料」より作成

図表8 歳出特別枠等の個別算定経費に占める割合の人口別分布（人口10万人以下）



(資料) 総務省ホームページ「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」より作成

いずれにしても、歳出特別枠等の項目はあくまで交付税法の附則扱いであり、いわば例外的な算定項目が需要額において高い割合を占めている状況は、標準的行政経費の算定を基本とする交付税制度においては問題がある。

(2) 小規模自治体の事例 ― 栄村

図表8でみたように小規模自治体において歳出特別枠等が需要額に占める割合が高く、交付税算定において大きな影響をもっている。そこで小規模自治体の事例として長野県栄村（人口2,011人－2015年度国調）を取り上げ、歳出特別枠等の創設前の2007年度から直近までの需要額算定結果を検証する。

図表9は栄村の需要額の推移を中項目別^(注)に表したものである。

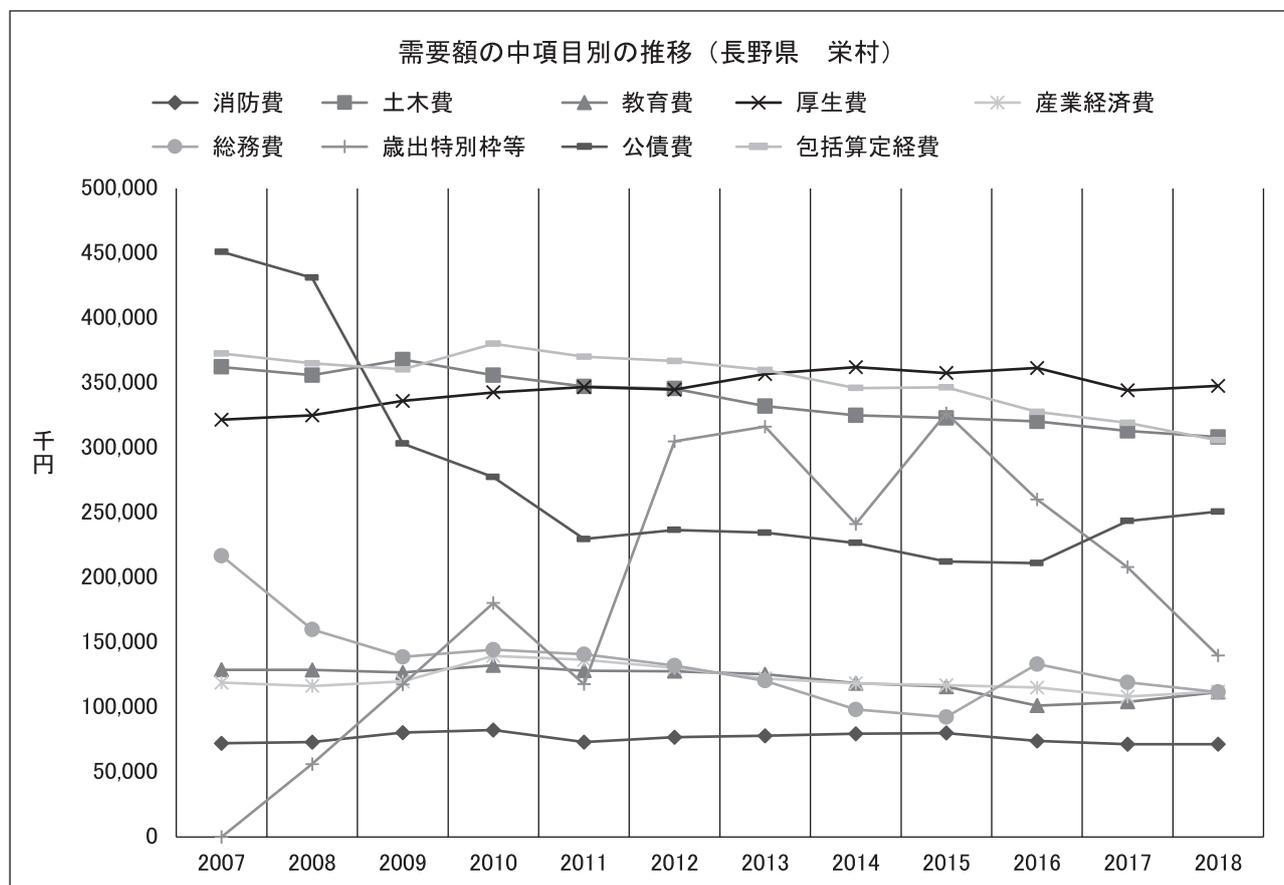
需要額の規模でみると直近となる2018年度では、厚生費がもっとも高く、次いで、土木費、包括算定経費、公債費の順となり、歳出特別枠等は5番

目に位置しており、地域経済・雇用対策費の廃止の影響により減少傾向にあるものの、総務費や産業経済費などを上回り重要な項目である。過去からの推移でみると、2012年度から2015年度が需要額のピークで、2015年度は土木費を上回り3番目に大きい項目となっており、交付税算定における依存度が著しく大きかったことを物語っている。

他の経費との関係でみると、2008年度まで需要額で最大であった公債費が急減するなかで、結果的に歳出特別枠がこれを補完する役割を果たしている。公債費の減少の要因は過疎対策事業債の償還費の減少によるもので、2000年代前半の地方債計画における発行枠および発行実績の減少が影響しているものと推察される。

しかし、歳出特別枠等の需要額への寄与度が大きいとはいえ、年々の算定額は乱高下しており、歳出特別枠等の地財計画ベースの総額の変動や算定方法の見直しなどが需要額の動向に大きく影響していることがわかる。

図表9 栄村の算定状況



(資料) 前掲「計数資料」より作成

栄村では需要額項目全般にわたり変動幅は比較的緩やかであるとはいえ、ほとんどの項目が減少傾向にあり、交付税配分にプラスとなる要素が少ない中で、過去10年にわたる歳出特別枠等の算定は数少ないプラス要因として際立つ結果となっている。現在、地方創生枠項目が残るなかで、国の政策枠の算定に依存する小規模自治体の需要額算定のあり方が問われる。

なお、こうした小規模自治体の傾向は同じ県内

結び——「標準」の追求

歳出特別枠等は、2000年代なかばの三位一体改革により縮減した財源保障枠を、交付税の規模の充実と配分の仕組みを通じて、小規模自治体を中心に復元することに寄与した。しかし、その内容はこれまで見てきたように、政策的かつ技術的に偏った算定であり、交付税制度の基本である①地方固有の財源②標準的な行政水準の確保③地方自治の本旨の実現と地方自治体の独立性の強化④財源保障の予見可能性など⁽⁶⁾に照らして不適切である。もちろん成果や行革指標などによる算定が、自治体間の交付税配分に与える影響には一定の配慮はみられるが、いわば、何らかの「努力」に対して追加的に交付税を配分する手法が常態化することは、その金額の程度にかかわらず交付税制度の根幹を揺るがす危険性ははらんでいる。

安倍政権の地方創生では、人口減少および地域経済の2つの克服を目的として、成果指標の達成状況を掲げて政策を強力に推進しており、交付税の地方創生枠もこれに応じた指標にもとづき「需要」を算定している⁽⁶⁾。しかし、その一方で、2018年7月に総務省の自治体戦略2040構想研究会が取りまとめた第2次報告では、地方創生の目標とは逆に2040年度の人口減少社会の姿を前提に、現在にさかのぼって（バックキャスト）地方自治体のA I化や事務の標準化などを進めようとしている。こうした矛盾した安倍政権の政策に交付税が巻き込まれている状況は問題である。しかも、政府は2019年度で区切りを迎える「まち・ひと・しごと総合戦略」をさらに延長し、東京への人口流出を抑制する中枢中核都市に重

の泰阜村や王滝村でも同様の結果であった。また、中都市の事例として松本市についての検証も行ったが、需要額ベースでは全項目のなかで最も低かったものの、直近ではほぼ産業経済費と同額であり、過去の推移も小規模自治体と同様の傾向がみられ、歳出特別枠等の算定の影響は都市部でも看過できない。その点では、歳出特別枠等の算定のあり方は都市部でも同様の課題といえるだろう。

点を置くことが検討されており、交付税算定の「成果」もこれに対応することになれば、財源保障の予見可能性が損なわれる恐れがある。

石原（2016）は普通交付税の安定性や地方団体の予見性などから、可能な限り通常の費目に移し替える努力をすべきだと述べているが⁽⁶⁾、まさに地方創生枠に代わる標準的行政の姿を問い直す必要がある。その点では、本稿で明らかにしたように、地域経済・基盤強化対策費の縮減・廃止の過程において、3分の1程度が維持補修費の充実や社会保障関係の地方単独事業などの通常経費に振り替えられたことは注目に値する。今後は、現在の地財計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円についても、経常経費化という出口戦略が求められる。

今後の地方施策としては、新たに森林環境譲与税で注目される森林管理などの環境保全、高齢化の進展にともなう地方圏の公共交通確保、入管法改正をきっかけとする外国人との共生政策など、本格的な取組が必要な課題は山積しており、いずれも地方自治体が取り組むための人も財源も不足している状況である。こうした状況を踏まえ、中期抑制傾向にある地財計画の一般行政経費の単独事業を充実させることも、一案として考えられる。

一方、交付税算定のあり方についても人口減少社会を見据えた課題がある。現在の測定単位は人口要素（高齢者人口や児童・生徒等含む）で算定される需要額の割合が7～8割を占めており、人口減少局面では人口動態が交付税配分を大きく左右する。しかし、少子化のなかで児童虐待件数は増え児童福祉

司のニーズが高まっているように、人口の要因とは関わらない、あるいは人口減少ゆえの地域の諸課題は多様化、複雑化しており、それに応じた新たな単位費用と測定単位の組み合わせは検討に値する。

たとえば兵庫県立大学の竹端寛准教授は、南アルプス市において公共交通による移動支援と高齢者介護の関係などについて社会実験を交えた研究を行っており、いわゆるクロス・セクション的アプローチを通じた新たな需要項目と測定単位の可能性をうかがわせる。その意味では、地方創生枠で採用された社会経済指標は、補正係数ではなく新たな項目の測定単位として応用した方が発展的かもしれない。

こうした新しい交付税算定をめぐる検討は、現場を抱える自治体こそが積極的に取り組むべきであろう。その点では、かつて全国知事会に設置されていた「地方交付税問題小委員会」の議論や提言は評価に値する。地財計画や交付税算定の充実に関する実証研究を通じて、財源保障の規模と質の両面から「合理的、かつ、妥当な水準」をとらえ直す必要があるのではないだろうか。

[注]

- (1) 地方財務協会「地方財政」2009年5月号参照
- (2) 同上2010年3月号31～32ページ参照
- (3) 行革刷新会議 2011年11月21日ワーキンググループB評価結果参照
- (4) 前掲「地方財政」2012年3月号
- (5) このうち、2016年度に創設された重点課題対応分は、一般行政経費単独の別枠で創設されたもので、その内訳は自治体情報システム構造改革推進事業1,500億円、高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進500億円、森林吸収源対策等の推進500億円であり、内容としては経常的な経費として継続する可能性が高い
- (6) 前掲「地方財政」2014年9月号 121～122ページ参照
- (7) 同上2015年5月号 80ページ参照
- (8) 石原（2016）248ページ参照
- (9) 遠藤（1996）152ページ参照
- (10) 地方交付税制度研究会編（2018）28ページ
- (11) 星野（2013）211ページ参照
- (12) 例えば土木費であれば、道路橋りょう費、港湾費、都市計画費、公園費、下水道費、その他の土木費を含む
- (13) 石原（2016）90ページ、地方交付税制度研究会編（2018）7ページ、遠藤（1996）46～48ページ参照

(14) 総務省関係者は取組の必要性やその成果そのものを「財政需要」として算定しているわけではないと説明しているが（「地方財政」2015年5月号80ページ）、自治体側からすれば、インセンティブを通じた交付税配分を期待するものであり結果は同じである

(15) 石原（2016）90ページ

[参考資料]

- 石原信雄『新地方財政調整制度 改訂版』ぎょうせい、2016年
- 遠藤安彦『地方交付税法逐条解説第3版』ぎょうせい、1996年
- 岡本全勝『地方交付税 仕組と機能』大蔵省印刷局、1996年
- 黒田武一郎『地方交付税を考える』ぎょうせい、2018年
- 小西砂千夫『地方財政のヒミツ』ぎょうせい、2012年
- 神野直彦・池上岳彦『地方交付税 何が問題か』東洋経済新報社、2003年
- 高木健二『交付税改革』敬文堂、2002年
- 飛田博史『財政の自治』公人社、2013年
- 星野菜穂子『地方交付税の財源保障』ミネルヴァ書房、2013年
- 地方交付税制度研究会編『平成30年度 地方交付税のあらまし』地方財務協会、2018年
- 地方財務協会「地方財政」2007～2018年各5月、9月号
総務省ホームページ「地方財政計画」2007～2018年度各資料